

トラブル相談
センター開設

県司法書士会

県司法書士会（新潟市中央区）は、トラブル解決に向けた当事者間の話し合いをサポートする「にいがたADR（裁判外紛争解決手続き）センター」を開設した。

手の双方から事情を聴く。双方の対話の場を設けるなど裁判によらない短時間での解決を目指す。

運営委員の関川治子さん（三七）は「あくまで自律的な対話の手助けだが、日常の困りごと解決に活用してほしい」と話している。

資料請求など問い合わせは同会、025（228）1589（平日のみ午前十時～午後四時）。

センターはトラブル内容、状況に応じて担当者（同会所属の司法書士）を決定。担当者は中立の第三者として申立人と相